

宇野港における津波への災害防止対策

令和5年9月7日
津波・台風等対策分科会

I 関係者がとるべき基本事項

- 人命の安全確保を最優先として行うものとする。
- 気象庁から岡山県沿岸に対し大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表された時刻をもって、宇野港長から各体制（勧告）の発令があったものとして措置をとるものとする。
- 大規模地震発生時において、インフラが寸断するなどし、津波警報等の発表の有無が確認できない場合には、港長の発する体制（勧告）の発令の伝達を待つことなく、第二体制の発令があったものとして措置をとるものとする。
- 地震発生時において、津波情報や避難勧告等が伝達されない状況下においても、気象庁や自治体が発出する防災情報メールを活用するなど、あらゆる手段により情報入手に努めるものとする。
- 外国人船員に対する災害防止対策及び津波襲来時の積極的情報収集の周知啓発を入港毎に実施するものとする。
- 水先人やタグボート等の補助船の対応方針を事前に確認し、避難支援体制の確立に努めるものとする。
- 関係船舶の動静、港内の被災状況等を把握し、状況に応じて入港の中止及び避難等の適切な措置を行うものとする。

II 体制（勧告）の発令及び解除

Ⅲの対応表に基づく各体制（勧告）の発令及び解除は、宇野港長が行う。
代表幹事は、必要に応じて分科会の会員を招集し、対応を検討する。
また、遠地津波については、津波の到達する時間を考慮して発令時期の検討を決定する。

Ⅲ 対応表

区分	発令の要件	津波来襲までの時間的余裕	船舶等にとるべき措置						
			大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）		
			港内着岸船		一般船舶 （作業船を含む）	危険物積載船舶	錨泊船 浮標係留船	航行船	修繕中の船舶
津波第一体制	津波注意報 1m (0.2m<予想高さ≤1m)		荷役・作業中止 係留避泊又は 港外避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 港外避難					
津波第二体制 (津波警報)	津波警報 3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	作業中止 係留避泊 又は 陸上避難	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外避難又は 係留避泊	荷役・作業中止 港外避難	作業中止 港外避難	港外避難		陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては 港外避難)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外避難
津波第二体制 (大津波警報)	大津波警報 10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外避難	荷役・作業中止 港外避難	作業中止 港外避難	港外避難		陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては 港外避難)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外避難
解除	警報、注意報の解除		入港する場合は、港内の被災状況、漂流物の状況等の把握に努め安全を確認してから入港すること。 また、火災、沈没船などにより航行規制等がある場合は、港長の指示に従うこと。					入港する場合は、港内の被災状況漂流物の状況等の把握に努め安全を確認してから入港すること。 また、火災、沈没船などにより航行規制等がある場合は、港長の指示に従うこと。	

津波来襲までの時間的余裕

有り： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
無し： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予測されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外避難： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外避難中に航行困難となった場合は港内避泊）

港内避泊： 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航。）

係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮。）

陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

※ 船舶においては、本対応表が反映された津波対応マニュアルを作成しておくこと

（参考） 本対応表における宇野港長による津波第一体制及び津波第二体制の発令のうち、「船舶に関する事項」については「港則法第39条第4項」に基づき港長が行う「勧告」に該当するものであり、「乗員及び作業員に関する事項」については、玉野海上保安部長及び津波・台風等対策分科会が行なう「指導」に該当するものである。

IV 宇野港及び付近海域における津波への災害防止対策

上記 I から III までの規定に準じた対策をとるものとする。